喫煙等解除承認申請書　よくある質問

Ｑ１　粕屋北部消防本部火災予防条例（以下「条例」という。）第23条に「消防長が指定する場所」とあるが、指定場所とはどこを指すのか。

Ａ１　粕屋北部消防本部火災予防規程（以下「予防規程」という。）第12条に定めています。例えば、防火管理者を定めなければならない百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場で延べ面積が1,000㎡以上のものの売場などが該当します。複合用途防火対象物の場合、棟全体に規制されるのではなく、予防規程12条に記載された用途部分のみに規制がかかります。規制範囲は百貨店等の屋上部分（例：百貨店等の床面積900㎡、屋上駐車場に規制なし。百貨店等1,000㎡、屋上駐車場にも規制あり。）も含み、学校や倉庫等当該規制のかからない部分を一時的に予防規程12条に記載された用途で使用する場合も対象となります。

Ｑ２　条例第23条の「喫煙、裸火使用、火災予防上危険な物品（以下「危険物品」という。)」とは何が該当するのか。

Ａ２　喫煙とは、マッチ、ライターなどで点火し喫煙する一連の行為をいいます。点火のために使用するライター等の炎は裸火使用には含まないとしています。解除承認を受けるにあたっては、喫煙設備（安定性のある不燃性の吸殻容器）を設けることが必要となります。また、加熱式たばこ（たばこの葉を使用するが、燃焼させずに、加熱等によって発生する蒸気を吸引するもの）は、喫煙として取り扱いますが、電子たばこ（たばこの葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内の液体を電気加熱し、発生する蒸気を吸引するもの）は、喫煙として取り扱いません。

裸火とは、気体燃料（都市ガス、液化ガスなど）を使用する厨房設備やカセットコンロ、液体燃料（灯油、重油など）を使用する石油ストーブ、固体燃料（石炭、練炭、豆炭、木炭など)を使用する七輪、電気（外部に露出した発熱部の表面温度がおおむね400度以上のものを裸火使用として取り扱う。）を使用する電気コンロなどが該当します。裸火に該当しないものは、気体燃料（都市ガス、液化ガスなど）を使用するもので、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF 式など）や電気を使用するもので、発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がない電気オーブン、ホットプレート、ドライヤーなどがあります。その他、クリスマスクラッカー、平玉、巻玉等を消費する行為についても、裸火使用に含まない行為としています。

危険物品とは、危険物（消防法別表第１で定める灯油など)、可燃性固体類・可燃性液体類（条例別表第８備考第６号及び第８号に規定するものロウソク、料理用固形燃料など（木炭は条例別表第８備考第７の石炭・木炭類に該当するため、可燃性固体類ではありません（非危険物品)。)、可燃性ガス（一般高圧ガス保安規則第２条第１項第１号に掲げるLPG、水素ガスなど)、火薬類・がん具煙火（火薬取締法第２条第１項及び第２項に掲げるもので特殊効果用の煙火、がん具用煙火など）が該当します。危険物品に該当する物品であっても、次表に掲げる場合は、危険物品持込みから除外されます。

1	飲食店等において、従業員の監視の下にキャンドル（可燃性固体類に限ります。）又は料理用固形燃料を使用するために持ち込む行為
2	百貨店等及び地下街の売場において、次に掲げる商品（試供品、サンプルを含みます。）を陳列・販売するために持ち込む行為 ※　実演に使用する商品は「危険物品」としての規制対象となります。 ●危険物に該当する製品（１の解除単位当たりの数量が、危政令別表第３に定める指定数量の５分の１未満のもの） ●可燃性固体類又は可燃性液体類に該当する製品（１の解除単位当たりの数量が、条例別表第８に定める数量の５分の１未満のもの） ●高圧ガス保安法の適用が除外される容器入りの可燃性ガス（１の解除単位当たりの取扱いガス総質量が20kg以下のもの） ●がん具用煙火で「ＳＦマーク」（（公社）日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているもの（１の解除単位あたりの総薬量が５kg未満のもの） 【SF マークの例】 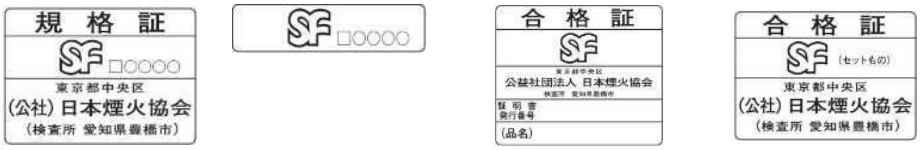
3	屋内展示場において、危険物品に該当する製品を展示する行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限ります。）
4	車両を展示する行為（運行又は稼働を伴うものを除きます。）
5	潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為
6	可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為
7	動植物油を調理（煮沸行為を除きます。）に使用する行為
8	日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為
9	日常の手指消毒用に第４類アルコール類の危険物（最大容積が500ミリリットル以下の容器に収納するものに限ります。）を使用する行為
10	クリスマスクラッカー、平玉、巻玉等を消費するために持ち込む行為
11	電解液を密閉した蓄電池（車両用のものを除きます。）及び当該蓄電池を搭載した機器を、従業員等が目視できる範囲に、持ち込み、又は製造し、若しくは輸入した者が示す方法で使用する行為 ※　電解液を密閉した蓄電池は、リチウムイオン蓄電池、通称「リチウムイオン電池」を指します。

注意

「危険物品持込み」から除外される場合でも、危険物品の合計した数量が所定の数量以上（少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所又は火薬庫などへ保管することが必要となる数量）となる場合は、法、条例又は火薬取締法などの規制がかかることがあります。

Ｑ３　条例23条に物販店等の売場に花火等を持ち込んではならないとあるが、ストック場には何kg保管していてもよいのか。

Ａ３　１事業所で総火薬量が２５ｋｇを超える場合は、火薬類取締法によって規制されます。総火薬量が５kg以上25kg以下の場合は、ふたのある不燃性の容器に入れるか、防炎処理を施した覆いをしなければなりません。

ストック場も売場に該当する場合があります。取扱いについては下図の売場に該当しない又は該当するストック場の例を参考にしてください。

売場に該当しないストック場の例

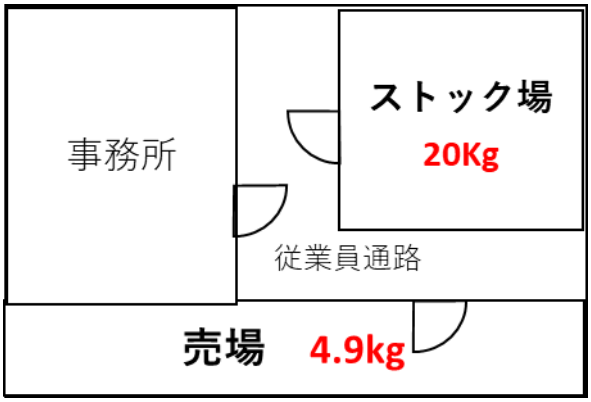

売場と隣接していないストック場

●火薬量

・売場火薬量4.9Kg→喫煙等解除申請不要

・総火薬量　売場4.9Kg＋ストック場20Kg≦25kg→火薬取締法の規制なし。総火薬量が５kgを超えるため、防炎措置は必要

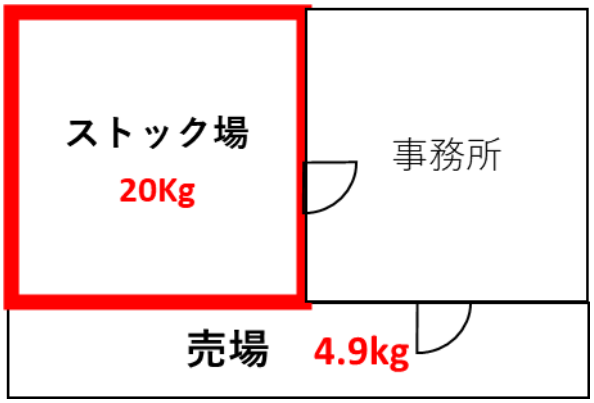

売場と隣接しているが、売場との間に開口部がなく、不燃区画されているストック場。▬は不燃区画

●火薬量

・売場火薬量4.9Kg→喫煙等解除申請不要

・総火薬量　24.9Kg≦25kg→火薬取締法の規制なし。総火薬量が５kgを超えるため、防炎措置は必要

売場に該当するストック場の例

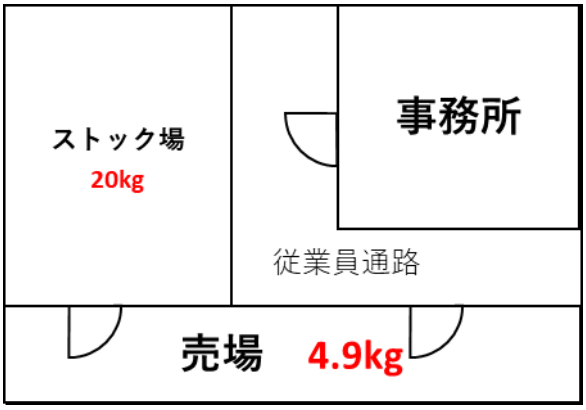

売場と隣接しており、売場との間に開口部があるストック場

●火薬量

・売場及び総火薬量24.9Kg→喫煙等解除申請及び防炎処理必要。火薬取締法の規制なし。

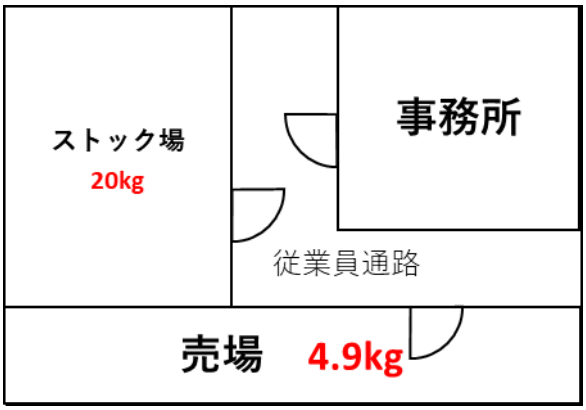

売場と隣接しており、売場との間に開口部はないが、不燃区画されていないストック場

●火薬量

・売場及び総火薬量24.9Kg→喫煙等解除申請及び防炎処理必要。火薬取締法の規制なし。